

住宅使用者変更届兼入居者調書 (社宅契約)

年 月 日

福岡県住宅供給公社 殿

年 月 日に締結した賃貸借契約上の入居者を 年 月 日から下記入居者調書のとおり変更しますので、この変更届の記載事項に偽りのないことを誓約し、変更を届出いたします。

この変更届の記載事項が事実と相違するときは、届出を無効とされても異議を申しません。

住 宅 名		住 宅 番 号		駐 車 場	要 ・ 不 要
		号			
賃借人 (事業者)	所 在 地				
	会 社 名				
	代 表 者	代表者印			
	※代表者に代わり契約締結権限を付与された支店長等が契約名義となる場合はその者でも可。				
電 話	上場(市場、証券コード:)		非上場・個人事業主 (※該当に○)		
入 居 者 調 書					
入居しようとする者	フリガナ	続柄	年令	生年月日	勤務先・携帯電話等連絡先
	氏名				
		本人		年 月 日	(— —)
				年 月 日	(— —)
				年 月 日	(— —)
				年 月 日	(— —)
				年 月 日	(— —)

◀添付書類▶ 入居者全員の住民票(世帯主・続柄・筆頭者の省略がないもの)・・・1通【必須】

了解事項

お申し込みの際して、あらかじめ下記の事項をご承知おきください。

- 入居の決定はこの申込書の記載事項及び必要書類により検討の上行います。
なお、申込資格が確認できないとき、申込事項に虚偽の事実が判明したとき、又は資格審査の結果お申し込みをお断りすることがありますが、理由の説明は一切致しません。
- 賃借人は賃貸借契約に基づく一切の責を負うものとします。
- 住宅を居住以外の目的に使用させないこと。
- ペットの飼育をさせないこと。
- 家賃及び付帯費用は必ずその月の10日までに、公社の指定する銀行に自動振替によりお支払いいただくこと。(振込みによるお支払いの場合は前月末を期限とする。)
- 入居日から1年間は契約を解約することができないものとします。やむを得ず1年未満で解約しようとするときは、家賃の2ヶ月分相当額を支払わなければなりません。
入居日より1年を経過した後は、少なくとも1ヶ月前までに公社所定の退去届の提出により解約の申入れを行うことで、契約を解約することができます。
- 住宅の全部又は一部を転貸し、若しくは住宅の賃貸借権を譲渡し、又はその住宅を他の住宅と交換しないこと。
- 入居者又は同居者は法律で規定する暴力団員でないこと。また、公社が、このことについて福岡県警察本部に照会すること。
左記申込者及び入居予定者は賃借物件を福岡県暴力団排除条例第2条第5項に定める暴力団事務所の用に供しないこと。
- 入居者を変更する場合は、新入居者の住民票を添えて、住宅使用者変更届兼入居者調書(社宅様式2)を提出すること。
- 法人名、代表者、所在地等の変更、又は合併等により賃借人が変更となる場合は、賃借人変更届(社宅様式3)を提出すること。
- 契約終了の際は、契約終了の1ヶ月前までに退去届(社宅様式4)を提出するとともに、状況に応じた原状回復費を支払うこと。
(契約期間中に入居者が変更となる際の補修については、契約者の負担により行うこと。)

※ご応募に際していただいた個人情報は、目的に沿った業務等にものみ利用し、他の目的には利用しません。また、個人情報は適切に管理し、お客様の同意なしに業務委託先以外の第三者に開示、提供することはありません。